

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約

日本国及びペルー共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、
所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの^{あき}仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

- 1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。
- 2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上

存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす限りにおいて、一方の締約国の居住者の所得とみなす。

(a) 当該所得が当該一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われること。

(b) 当該団体又は仕組みが次の(i)に規定する国又は次の(ii)に規定する国若しくは地域の法令に基づいて設立されること。

(i) いずれかの締約国

(ii) 両締約国以外の国又は地域であつて次の(aa)及び(bb)に規定する要件を満たすもの

(aa) 当該所得が取得される締約国との間において有効な租税に関する情報の交換のための規定を含む協定を有していること。

(bb) 当該両締約国以外の国又は地域の租税に関する法令の下において当該団体又は仕組みを全面的に課税上存在しないものとして取り扱うこと。

3 この条約は、第九条2、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 復興特別所得税

(iv) 地方法人税

(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ペルーにおいては、

所得税法及び小規模零細事業所得税制を創設する政令に基づいて課される所得税

(以下「ペルーの租税」という。)

4 この条約は、3に掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、3に掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「ペルー」とは、ペルー共和国をいい、この条約が適用される地理的範囲の決定に当たっては、ペルー政治憲法及び他の関連する法令並びに国際法に基づくペルーの主権又は主権的権利若しくは管轄権の下にある本土の領土、島、海域及びそれらの上空をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はペルーをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理人

(ii) ペルーにおいては、経済財政大臣又は権限を与えられたその代理人

(i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組んであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるものの

(ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈によ

り別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十五条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約

国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を探索し、開発し、又は採取する場所
- 3 「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が六箇月を超える期間存続する場合に限る。

(b) 企業が行う役務の提供であつて、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

(c) 一方の締約国内に存在する天然資源の探査又は開発に関連して当該一方の締約国内において行われる活動。ただし、当該活動が六箇月を超える期間存続する場合に限る。

(a) から (c) までに規定する活動の期間は、二以上の密接に関連する企業が一方の締約国内において行うこれらの規定にそれぞれ規定する活動の期間を合計して決定する。ただし、一の企業が当該一方の締約国内において行う活動とその密接に関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。これらの規定に規定する活動の期間の決定に当たっては、二以上の密接に関連する企業が同時に活動を行っている期間は、一度に限り算入する。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（f）の規定に該当する場合には、（f）に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- （a） 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- （b） 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- （c） 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- （d） 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

- （e） 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- （f） （a）から（e）までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合にお

いて、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が

当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内におい

て事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該

他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を算定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、

当該恒久的施設に歸せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に歸せられる利得は、毎年同一の方法によつて算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の規定の適用上、企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次のものを含む。

(a) 当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて直接に取得する総収入

(b) 当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して一時的に預金された資金に対する利

子

(c) 次の(i)に規定する賃貸又は次の(ii)に規定する使用、保管若しくは賃貸から取得する利得。ただし、当該賃貸又は当該使用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(i) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸

(ii) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー（コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸

3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ペルーの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてペルーにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係

において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に關し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他

方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国

において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に

係る債権に関して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に關し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当

該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の

法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合におい

て、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができ

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（同条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式その他の権利の直接又は間接の譲渡によつて取得する収益に対しては、譲渡者が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、当該法人の資本の二十パーセント以上に相当する株式その他の権利を直接又は間接に所有していた場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該所得に対しては、他方の締約国においても租税を課することができる。

(a) 当該個人が、自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を当該他方の締約国内に有する場合。この場合には、当該所得のうち当該固定的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) 当該個人が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日以上の間当該他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該所得のうち当該個人が当該他方の締約国内において行う活動によって取得する部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 給与所得

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報

酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十六条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 芸能人及び運動家

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合に、当該所得に対しては、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十八条 退職年金

一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金その他これに類する報酬を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金その他これに類する報酬を除く。）に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金その他これに類する報酬を除く。）

については、第十五条から第十七条までの規定を適用する。

第二十条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十一条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってペルーにおいて租税を課することができる所得をペルー内において取得する場合には、当該所得について納付されるペルーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 ペルーにおいては、二重課税は、次の方法によって除去される。

(a) ペルーの居住者は、日本国の法令及びこの条約の規定に従って租税を課することができる所得について納付される日本国の租税の額をペルーの租税の額から控除することができる。その控除の額は、いかなる場合にも、ペルーの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) 日本国の居住者である法人が、当該日本国の居住者である法人の議決権の十パーセント以上を直接又は間接に所有するペルーの居住者である法人に配当を支払う場合には、ペルーの租税からの控除を行うに当たり、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について日本国において

納付する日本国の租税の額を考慮に入れるものとする。ただし、ペルーの租税の額がこの(b)の規定を考慮しないで算定される控除の額を超える額に限る。

(c) ペルーの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってペルーにおいて租税が免除される場合においても、ペルーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一

方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十五条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

第二十六条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に参与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の

決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。
- (d) 弁護士その他の法律事務代理人とその依頼者との間で行われる次の(i)又は(ii)に規定する連絡の内容を明らかにすることとなる情報を入手し、又は提供すること。

(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる連絡

(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる連絡

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることがで

きる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国においては、

(i) 第二条 3 (a) から (iv) までに掲げる租税

(ii) 復興特別法人税

(iii) 消費税

(iv) 地方消費税

(v) 相続税

(vi) 贈与税

(b) ペルーにおいては、

(i) 第二条 3 (b) に掲げる租税

(ii) 一般売上税

(iii) 消費税

(iv) レクリエーション用船舶税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時にいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとったことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができものである、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 特典を受ける権利

1 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当

該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の

締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

2 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判

断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第三十条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に

開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) ペルーにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得に対する租税及び同日以後に支払われ、貸記され、又は費用として計上される額

3 2の規定にかかわらず、第二十六条及び第二十七条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、次に掲げる日から適用する。

(a) 第二十六条の規定に関しては、この条約の効力発生の日

(b) 第二十七条の規定に関しては、両締約国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日

ペルーが第二十七条の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はペルーが当事国である他の国際協定の規定であって当該国際協定の他の当事国に対して租税債権の徴収について支援を行うことをペルーに求めるものの適用が開始される場合には、両締約国の政府は、(b)に規定する日について

合意する。ペルーの権限のある当局は、これらの場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

第三十二条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) ペルーにおいては、

当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得に対する租税及び同日以後に支払われ、貸記され、又は費用として計上される額

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十九年十一月十八日にリマで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

土屋定之

ペルー共和国のために

グスタボ・メサ・クアドラ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びペルー共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第三条1(d)の規定に関し、「者」には、ペルーについては、管理された遺産及び夫婦組合を含むことが了解される。

2 条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1の要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

3 条約第七条3の規定に関し、恒久的施設が存在する締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を計算する場合には、同条3の規定に基づく当該恒久的施設に帰せられる費用の控除の要件は、条約第二十四条の規定に従うことを条件として、当該締約国の法令によって決定される事項であることが了解される。

4 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において、当該利得に対して課される通常の租税に加えて、当該他方の締約国の法令に従って付加的な租税を課することができる。ただし、その付加的な租税の額は、当該通常の租税を控除した後に算定される利得の額の十パーセントを超えないものとする。

(b) 条約第二十四条のいかなる規定も、いずれかの締約国が(a)に規定する付加的な租税を課することを妨げるものと解してはならない。

5 条約第十条から第十二条までの規定に関し、ペルーが、日本国以外の国又は地域との間の協定であつて、条約第十条2、第十一条2若しくは第十二条2に定める所得に対するペルーにおける課税をこれらの規定にそれぞれ規定する税率よりも低い税率に制限し、又はこれらの所得についてペルーにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的として交渉を開始する。ペルーの権限のある当局は、この場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

6 条約のいかなる規定も、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定（条約の目的に

適合するものに限る。）の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならないことが了解される。

7 条約のいかなる規定も、ペルーの政令第六百六十二号、第七百五十七号及び第百九号並びに法律第二万六千二百二十一号、第二万七千三百四十二号、第二万七千三百四十三号及び第二万七千九百九号の規定（条約の署名の日に施行されているもの及びその原則又は租税の安定性に関する契約を締結することの任意的性質を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の適用を妨げるものではない。これらの規定に基づいて租税の安定性を与える契約の当事者である者は、条約に規定する税率にかかわらず、当該契約の期間当該契約によって安定した税率の適用を受ける。

8 サービスの貿易に関する一般協定第二十二条3の規定の適用上、同条3の規定にかかわらず、いずれかの措置が条約の適用の対象となるか否かについての両締約国間の紛争は、両締約国の同意がある場合に限り、同条3の規定に従ってサービスの貿易に関する理事会に付託される。この8の規定の解釈に関する疑義は、条約第二十五条3の規定に従って解決するものとし、同条3に規定する合意に達しない場合には、両締約国が合意する他の手続に基づいて解決する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十九年十一月十八日にリマで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

土屋定之

ペルー共和国のために

グスタボ・メサックアドラ